

# 特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和6年11月1日より

(多床室)

	負担限度額 区分	施設 サービス費 I	サービス提供 体制強化加算 (I)	看護体制 加算(I)イ	看護体制 加算(II)イ	夜勤職員 配置加算 (I)イ	合計 介護保険 一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	第1段階	589	22	6	13	22	652	0	300	952	28,560
	第2段階							430	390	1,472	44,160
	第3段階①							430	650	1,732	51,960
	第3段階②							430	1,360	2,442	73,260
	第4段階							975	1,700	3,327	99,810
要介護2	第1段階	659	22	6	13	22	722	0	300	1,022	30,660
	第2段階							430	390	1,542	46,260
	第3段階①							430	650	1,802	54,060
	第3段階②							430	1,360	2,512	75,360
	第4段階							975	1,700	3,397	101,910
要介護3	第1段階	732	22	6	13	22	795	0	300	1,095	32,850
	第2段階							430	390	1,615	48,450
	第3段階①							430	650	1,875	56,250
	第3段階②							430	1,360	2,585	77,550
	第4段階							975	1,700	3,470	104,100
要介護4	第1段階	802	22	6	13	22	865	0	300	1,165	34,950
	第2段階							430	390	1,685	50,550
	第3段階①							430	650	1,945	58,350
	第3段階②							430	1,360	2,655	79,650
	第4段階							975	1,700	3,540	106,200
要介護5	第1段階	871	22	6	13	22	934	0	300	1,234	37,020
	第2段階							430	390	1,754	52,620
	第3段階①							430	650	2,014	60,420
	第3段階②							430	1,360	2,724	81,720
	第4段階							975	1,700	3,609	108,270

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

## ◆その他の加算◆

◎介護職員等処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、14.0%が加算されます。

要介護5の場合：934単位×30日(利用日数)×14.0%=3,923円/月(単数は四捨五入)

◎療養食加算・・・療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。

◎栄養ケア・マネジメントの実施

◎安全対策体制加算・・・入所初日に限り20単位が加算されます。

◎生産性向上推進体制加算(II)・・・10単位/月が加算されます。

◎看取り介護加算(I)・・・死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。

死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。

死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。

死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
	第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
	第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦1,500万円)以下
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

# 特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和6年11月1日より

(多床室) 第4段階対象者用

	負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	1割負担	589	22	6	13	22	652	975	1,700	3,327	99,810
	2割負担	1,178	44	12	26	44	1,304	975	1,700	3,979	119,370
	3割負担	1,767	66	18	39	66	1,956	975	1,700	4,631	138,930
要介護2	1割負担	659	22	6	13	22	722	975	1,700	3,397	101,910
	2割負担	1,318	44	12	26	44	1,444	975	1,700	4,119	123,570
	3割負担	1,977	66	18	39	66	2,166	975	1,700	4,841	145,230
要介護3	1割負担	732	22	6	13	22	795	975	1,700	3,470	104,100
	2割負担	1,464	44	12	26	44	1,590	975	1,700	4,265	127,950
	3割負担	2,196	66	18	39	66	2,385	975	1,700	5,060	151,800
要介護4	1割負担	802	22	6	13	22	865	975	1,700	3,540	106,200
	2割負担	1,604	44	12	26	44	1,730	975	1,700	4,405	132,150
	3割負担	2,406	66	18	39	66	2,595	975	1,700	5,270	158,100
要介護5	1割負担	871	22	6	13	22	934	975	1,700	3,609	108,270
	2割負担	1,742	44	12	26	44	1,868	975	1,700	4,543	136,290
	3割負担	2,613	66	18	39	66	2,802	975	1,700	5,477	164,310

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

<b>◆その他の加算◆</b>
<p>◎介護職員等処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、14.0%が加算されます。                  要介護5の場合：934単位×30日(利用日数)×14.0%=3,923円/月(単数は四捨五入)</p> <p>◎療養食加算・・・療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。</p> <p>◎栄養ケア・マネジメントの実施</p> <p>◎安全対策体制加算・・・入所初日に限り20単位が加算されます。</p> <p>◎生産性向上推進体制加算 (II)・・・10単位/月が加算されます。</p> <p>◎看取り介護加算 (I)・・・死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。                  死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。                  死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。                  死亡日 1280単位/日が加算されます。</p>

負担限度額区分表	第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者など かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
	第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
	第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦1,500万円)以下
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方